

MUFG Biz 利用規定、Biz 諸手続 利用規定改定のお知らせ（2026年7月21日改定）

以下の通り、MUFG Biz 利用規定ならびにBiz 諸手続 利用規定を改定いたします。

- ・本改定内容は改定日以降に有効となります。
- ・現在有効な各利用規定については、ホームページの「ご利用規定」ページ（<https://corporate.bk.mufg.jp/application/kitei.html>）よりご確認ください。

改定日 2026年7月21日（火）

■ MUFG Biz 利用規定改定内容

項番	掲載箇所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2026年7月21日最終改定)	(2026年7月1日最終改定)
2	第9条 届出事項の変更等	預金口座等についての印鑑、名称、住所、電話番号、その他の届出事項に変更があったときには、各種預金規定およびその他の取引規定に従い直ちに当行に届け出てください。	預金口座等についての印鑑、名称、住所、電話番号、その他の届出事項に変更があったときには、各種預金規定およびその他の取引規定に従い直ちに書面によって当行に届け出てください。
3	第12条 Biz STATEMENT	④お客さまが第21条に定める本規定の変更に反対の意思表示をした場合。	④お客さまが第18条に定める本規定の変更に反対の意思表示をした場合。
3	第13条 Biz 諸手続	全文修正 (Biz 諸手続 利用規定の内容と統一するように変更)	お客さまは、Biz 諸手続機能により、当行所定のBiz 諸手続利用規定に同意の上で、MUFG Biz上で本サービス契約申込時にあらかじめ届け出た対象口座の届出事項につき、お客さまのコンピューター等の端末からMUFG Bizを介して変更の申し込みができます。なお、かかる変更の申し込みは、当行所定のBiz 諸手続利用規定に従いお客さまにおいて必要書類を当行に郵送いただき、当行がかかる郵送を受け付けて当行所定の方法により処理することにより完了します。

MUFG Biz 利用規定、Biz 諸手続 利用規定改定のお知らせ（2026年7月21日改定）

■ Biz 諸手続 利用規定改定内容

項番	掲載箇所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2026年7月21日最終改定)	(2021年5月10日最終改定)
2	第1条 Biz 諸手続	1. Biz 諸手続とは Biz 諸手続（以下「本サービス」といいます。）とは、契約者（以下「お客さま」といいます。）が、MUFG Biz上で本サービス契約申込時にあらかじめ届け出た対象口座（以下「対象口座」といいます。）の届出事項を、お客さまのコンピュータ等の端末からMUFG Bizを介して変更の申し込みができるサービスです。ただし、必要書類の郵送を要さない場合を除き、お客さまのコンピュータ等の端末からMUFG Bizを介して変更の申し込みを行ったのみでは対象口座の届出事項の変更は完了せず、かかる申し込みの後に、お客さまにおいて必要書類につき印刷・押印等の上で郵送いただき、当行がかかる郵送を受け付けて当行所定の方法により処理することにより、対象口座の届出事項の変更が完了します。	1. Biz 諸手続とは Biz 諸手続（以下「本サービス」といいます。）とは、契約者（以下「お客さま」といいます。）が、MUFG Biz上で本サービス契約申込時にあらかじめ届け出た対象口座（以下「対象口座」といいます。）の届出事項を、お客さまのコンピュータ等の端末からMUFG Bizを介して変更の申し込みができるサービスです。ただし、お客さまのコンピュータ等の端末からMUFG Bizを介して変更の申し込みを行ったのみでは対象口座の届出事項の変更は完了せず、かかる申し込みの後に、お客さまにおいて必要書類につき印刷・押印等の上で郵送いただき、当行がかかる郵送を受け付けて当行所定の方法により処理することにより、対象口座の届出事項の変更が完了します。
3	第3条 Biz 諸手続の利用方法	1. 届出事項変更の申し込み (1) Biz 諸手続のトップページより、変更する対象口座の届出事項の内容を入力してください。 (2) 入力後、郵送が必要と表示された場合は、Biz 諸手続のトップページより必要書類と送付状をダウンロード・印刷し、必要事項を記入・お届け印を押印のうえで、送付状記載の宛先に郵送してください。なお、郵送料金は不要です。当行がかかる郵送を受け付けて当行所定の方法により処理することにより、対象口座の届出事項の変更が完了します。 (3) 届出事項は、当行が変更の申し込みを受領し、内容に不備のないことを確認した日に変更されます。 (4) 届出事項変更の申し込みにより複数の届出事項の変更を同時に申し込む場合	1. 届出事項変更の申し込み (1) Biz 諸手続のトップページより、変更する対象口座の届出事項の内容を入力してください。 (2) 入力後、Biz 諸手続のトップページより必要書類と送付状をダウンロード・印刷し、必要事項を記入・お届け印を押印のうえで、送付状記載の宛先に郵送してください。なお、郵送料金は不要です。当行がかかる郵送を受け付けて当行所定の方法により処理することにより、対象口座の届出事項の変更が完了します。
4	第3条 Biz 諸手続の利用方法	2. 同時での届出事項変更の申し込み (1) 複数の支店でお取引がある場合、8支店まで同時に対象口座の届出事項の変更の申し込みをすることができます。それ以上の支店でお取引がある場合、別途店頭での申し込みが必要です。 (2) 同時に届出事項変更の申し込みできるのは法人番号をお届出いただいている支店のみです。法人番号が未登録の支店の場合、同時に申し込みできません。 (3) 複数の支店に対し同時に届出事項変更の申し込みをする場合は、それぞれの支店への申し込みを単独の申し込みとして取り扱います。	2. 同時での届出事項変更の申し込み (1) 複数の支店でお取引がある場合、5支店まで同時に対象口座の届出事項の変更の申し込みをすることができます。それ以上の支店でお取引がある場合、別途店頭での申し込みが必要です。 (2) 同時に届出事項変更の申し込みできるのは法人番号をお届出いただいている支店のみです。法人番号が未登録の支店の場合、同時に申し込みできません。

MUFG Biz 利用規定、Biz 諸手続 利用規定改定のお知らせ（2026年7月21日改定）

5	第3条 Biz 諸手続の利用方法	3. 不備・追加対応 (1) 郵送いただいた書類やWeb上で入力いただいた内容に不備がある場合、また、個別に確認事項がある場合には、MUFG Biz上でメッセージ通知する場合があります。 (2) 必要書類は、お取引支店への郵送などは受け付けません。必ず所定の宛先に郵送してください。また、他サービスの書類送付はできません。万が一、これらの書類が郵送された場合は、お客さま宛に返却します。 (3) お手続き状況は、Biz 諸手続トップページのお手続き状況からご確認できます。	3. 不備・追加対応 (1) 郵送いただいた書類に不備がある場合や、個別に確認事項がある場合には、対象口座の届出事項の変更の申し込みご担当者さまへ連絡する場合があります。 (2) 必要書類は、お取引支店への郵送などは受け付けません。必ず所定の宛先に郵送してください。また、他サービスの書類送付はできません。万が一、これらの書類が郵送された場合は、お客さま宛に返却します。 (3) お手続き状況は、Biz 諸手続トップページのお手続き状況からご確認できます。
6	第4条 注意・制約事項	4. 注意・制約事項 (7) 書類の郵送後、事務処理の完了を待たずMUFG Bizを解約した場合、事務処理は継続されます。ただし、不備があった場合、お客さまへの連絡ができないため届出内容の変更が反映されないことがあります。 (10) 第1項第3号に規定する日およびそれ以前の日付の旧届出事項に基づき、振出・裏書または引受の手形・小切手およびその他の書類については、すべて正当なものとして取り扱います。 (11) 犯罪収益移転防止法等により金融機関において所定のお取引を受付けた場合お取引目的等の記録および保管が義務付けられています。 「お取引目的等確認書」のご入力をいただけない場合、やむを得ずお取引をお断りすることがあります。また、「お取引目的等確認書」のお伺い事項について後日確認させていただくことがあります。 (12) 本規定に基づく取扱いによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。	4. 注意・制約事項 (7) 書類の郵送後、事務処理の完了を待たずMUFG Bizを解約した場合、事務処理は継続されます。ただし、不備があった場合、メール連絡ができないため届出内容の変更が反映されないことがあります。

以上